

平成 27 年 2 月

第 10 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目

次

< 条例 >

議案第 3 1 号	尼崎市地域交通政策審議会条例について
議案第 3 2 号	尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
議案第 3 3 号	尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 8 号	尼崎市犯罪被害者等支援条例について
議案第 3 9 号	尼崎市危険空家等対策に関する条例について
議案第 4 0 号	尼崎市危険空家等対策審議会条例について
議案第 4 1 号	尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例について
議案第 4 2 号	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
議案第 4 3 号	尼崎市教育振興基金条例について
議案第 4 4 号	尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 4 5 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議案第 4 6 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 7 号	尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 8 号	尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例について
議案第 4 9 号	尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例について

議案第 5 0 号	尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例について
議案第 5 1 号	尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 5 2 号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 5 3 号	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 5 4 号	尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 5 号	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 6 号	尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例について
議案第 5 7 号	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 5 8 号	尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 5 9 号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 6 0 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 1 号	尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例について
<その他>	
議案第 6 2 号	丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議について
議案第 6 3 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 6 4 号	工事請負契約について（旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事）
議案第 6 5 号	工事請負契約の変更について（難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事）
議案第 6 6 号	工事請負契約の変更について（立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）

議案第 6 7 号	工事請負契約の変更について（水堂小学校南棟改築等工事）
議案第 6 8 号	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）
議案第 6 9 号	工事請負契約の変更について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）
議案第 7 0 号	訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）
議案第 7 1 号	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
議案第 7 2 号	指定管理者の指定について（尼崎市立魚つり公園の一部の施設）

条 例

議案第 3 1 号

尼崎市地域交通政策審議会条例について

尼崎市地域交通政策審議会条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市地域交通政策審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における総合的な交通体系の整備の方針の策定に関する事項その他の本市における交通政策（以下「地域交通政策」という。）に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市地域交通政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、地域交通政策に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市地域交通政策審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 32 号

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例

尼崎市特別会計条例（昭和 39 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とする。

第 2 条中「前条第 10 号」を「前条第 9 号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の尼崎市特別会計条例第 1 条第 9 号に定める特別会計に係る平成 26 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（説 明）

廃棄物発電事業に係る尼崎市特別会計廃棄物発電事業費を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例について

尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例

尼崎市情報公開条例（平成 16 年尼崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第 6 号オ中「国若しくは」を「独立行政法人等、」に改め、「、独立行政法人等」を削る。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 6 号オの改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の制定及び国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 42 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (6) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。

第 8 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用及び提供の制限）」を付し、同条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第 9 条において同じ。）」を加え、同条第 5 項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 8 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。
- 3 実施機関は、法令等に規定がある場合を除き、オンライン結合により、保有特定個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。

第 9 条中「前条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 3 号」に改める。

第 12 条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合におけるその法定代理人又は本人若しくは当該法定代理人の委任による代理人（当該代理人の委任による代理人を除く。）（以下これらを「代理人」とい

う。)」に改める。

第 13 条第 2 項中「の法定代理人」を「に係る代理人」に改める。

第 14 条第 2 号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改め、同条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第 7 号オ中「国若しくは」を「独立行政法人等、」に改め、「、独立行政法人等」を削る。

第 25 条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第 26 条第 2 項中「の法定代理人」を「に係る代理人」に改める。

第 33 条第 1 項第 1 号中「第 2 項の」を「第 2 項（保有特定個人情報にあっては、第 8 条の 2 第 1 項）の」に改め、同条第 2 号中「第 5 項」の次に「（保有特定個人情報にあっては、第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項）」を加え、同条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第 34 条第 2 項中「の法定代理人」を「に係る代理人」に改める。

第 2 条 尼崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「及び第 9 条」を「、第 9 条及び第 24 条第 1 項」に改める。

第 8 条の 2 中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項に規定する事由に該当することを理由に保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用したときは、遅

滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。

- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

第33条第1項中「次」の次に「の各号」を加え、「当該号」を「当該各号」に改め、同項第1号中「第8条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第2号中「第8条の2第2項又は第3項」を「第8条の2第5項又は第6項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 保有特定個人情報にあっては、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

第3条 尼崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された保有特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「に保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び第33条第1項各号において同じ。）」を加える。

第21条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。第31条第1項、第33条第1項、第34条第1項第2号及び第2項並びに第36条において同じ。）」を加える。

第32条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１条中第１２条第２項、第１３条第２項、第１４条第２号及び第７号オ、第２５条第２項、第２６条第２項、第３３条第２項並びに第３４条第２項の改正規定 公布の日
- (2) 第１条中第１４条第３号ウの改正規定 平成２７年４月１日
- (3) 第２条の規定 番号法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第３条の規定 番号法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の定数）」を付し、同条第 1 項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同項第 1 号中「1,970 人」を「1,978 人」に、「144 人」を「159 人」に改め、同項第 4 号中「19 人」を「18 人」に改め、同項第 10 号中「294 人」を「296 人」に改め、同項第 11 号中「255 人」を「253 人」に改める。

第 3 条中「前条各号に掲げる」を「第 2 条第 1 項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた」に、「当該事務部局内又は機関別配分」を「各部局等内における配分」に改め、同条に第 1 項として次のように加える。

前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第 2 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの各部局（同項第 9 号の消防部局にあっては、消防団員が除かれたものをいう。）及び同項第 11 号の学校（以下「各部局等」という。）に対する配分は、市長が定める。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 市長は、災害その他予測することができない事情に対応するため必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に定める職員の定数に係る職員のほかに、本市に 100 人以内の職員を置くことができる。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

事務事業の執行体制の適正化等による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

(参 考)

職員定数新旧対照表

区 分	改 正	現 行	増 減
市長の事務部局の職員 [うち、福祉事務所の職員]	1, 9 7 8 人 [1 5 9 人]	1, 9 7 0 人 [1 4 4 人]	8 人 [1 5 人]
議会の事務部局の職員	1 8 人	1 9 人	△ 1 人
教育委員会の事務部局 及び教育委員会の所管 に属する学校その他の 教育機関の事務部局の 職員	2 9 6 人	2 9 4 人	2 人
教育委員会の所管に属 する学校の校長及び教 員	2 5 3 人	2 5 5 人	△ 2 人

議案第 36 号

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例

尼崎市行政手続条例（平成 8 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 34 条）を
第 5 章 届出（第 35 条）」

「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 35 条）」

第 5 章 処分等の求め（第 36 条）に改める。

第 6 章 届出（第 37 条）」

第 2 条第 2 号中「条例の」を「条例（以下「事務処理特例条例」という。）の」に改め、同条第 6 号中「名あて人として、」を「名宛人として、」に改め、同号イ及びウ中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 7 号中「市に」を「本市に」に、「職員を」を「ものを」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 2 項中「定める」を「規定する」に、「及び第 3 章」を「、第 3 章及び第 5 章」に改める。

第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 8 条第 1 項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第 13 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 2 項中「当該名あて人」を「不利益処分の名宛人」に改める。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第 1 号中「予定される」を「当該」に改め、同項第 2 号中「不利益処分」の前に「当該」を加え、同項第 3 号及び第 4

号中「聴聞」の前に「当該」を加え、同条第2項第2号中「当該」を削り、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その」を「当該」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「予定される」を「当該」に改め、同条第2号中「不利益処分」の前に「当該」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市長等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等（事務処理特例条例を含む。）の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を第37条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例又は兵庫県の条例（事務処理特例条例の定めるところにより本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に置かれているものに限る。以下同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に

規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市長等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該申出に係る行政指導の内容
- (3) 当該申出に係る行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該申出に係る行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項がある場合は、当該事項

3 市長等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出に係る行政指導がその根拠となる法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。以下同じ。）又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市長等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容

- (3) 当該申出に係る処分又は行政指導の内容
- (4) 当該申出に係る処分の根拠となる条例の条項又は当該申出に係る行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該申出に係る処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項がある場合は、当該事項

3 市長等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該申出に係る処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(尼崎市市税条例の一部改正)

2 尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(説 明)

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年尼崎
市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 18 号を第 19 号とし、第 12 号から第 17 号まで
を 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 公益社団法人尼崎人権啓発協会

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

本市職員を派遣することができる団体として「公益社団法人尼崎人
権啓発協会」を加えるため、条例改正が必要であることから、本案を
提出する。

議案第 38 号

尼崎市犯罪被害者等支援条例について

尼崎市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市犯罪被害者等支援条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等に対する支援について、その基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重症病（療養に 1 月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）をいい、犯罪行為による心身の故障であってその後の死亡又は重症病の原因となり得るものを含む。
- (5) 市民等 市民並びに本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体及び犯罪被害者

等に対する支援を行う民間の団体その他のものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を策定し、及び実施するものとし、その実施に当たっては、関係機関等と連携するとともに、当該施策を円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び犯罪被害者等に二次的被害（犯罪等による被害（当該犯罪等により直接生じた損害に限る。）を受けたことに関し、風評を流され、中傷を受け、報道機関から不当な取材を受けること等により被る精神的な苦痛、心身の故障、経済的な損失その他の損害で、犯罪等により間接的に生じたものをいう。）を与えることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談に応じるための部局を設置し、相談の内容に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談に係る問題に対し適切に対処するために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（見舞金の支給）

第7条 市長は、犯罪被害者等（犯罪被害を受けた者及びその遺族で、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法

（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定により市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下「特定犯罪被害者等」という。）に対し、この条例の定めるところにより、規則で定める額の遺族見舞金又は重症病見舞金（以下「見舞金」という。）を一時金として支給するものとする。

（見舞金の支給を受けることができる者）

第８条 見舞金の支給を受けることができる者は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、当該号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 特定犯罪死亡者（特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により死亡したものをいう。以下同じ。）の第１順位遺族（次条第３項の規定により第１順位とされた遺族をいう。）
- (2) 重症病見舞金 特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により重症病が生じたもの

（遺族の範囲等）

第９条 第７条の規定による遺族見舞金の支給（以下「遺族見舞金の支給」という。）を受けることができる遺族は、特定犯罪被害者等のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたもの
- (3) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しないもの

２ 特定犯罪死亡者の子で当該特定犯罪死亡者の死亡の当時胎児であったものが出生した場合における前項第２号又は第３号の規定の適用については、当該子は、その母が当該特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第２号の子と、その他の場合にあっては同項第３号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 4 特定犯罪死亡者を故意に死亡させ、又は特定犯罪死亡者の死亡前に、その死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該特定犯罪死亡者に係る遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 特定犯罪死亡者（第7条の規定による重症病見舞金の支給を受けた者で当該支給に係る犯罪行為が発生した日から1年を経過した日以後に当該犯罪行為に起因して死亡したものに限る。）に係る第1項各号に掲げる者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。
- 6 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合において、市長が第7条に規定する額の全額をその1人に支給したときは、当該同順位の遺族全員に対して支給したものとみなす。

（見舞金の支給申請）

第10条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（見舞金の支給制限）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、見舞金の支給をしないことができる。

- (1) 特定犯罪被害者等がその犯罪被害に係る犯罪行為を誘発したとき

その他当該犯罪被害の発生につき当該特定犯罪被害者等にもその責に帰すべき行為があったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない場合として規則で定める場合に該当するとき。

(見舞金の返還)

第 1 2 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者に対し、既に支給した見舞金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(日常生活の支援)

第 1 3 条 市は、第 7 条の規定による見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）で規則で定める要件を満たすものに対し、規則で定めるところにより、家事援助（衣類の洗濯、住居の掃除その他市長が別に定める日常生活上必要な行為に関する援助をいう。）、一時預かり保育（児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所その他これに準ずる施設において一時的に当該児童に対して行われる保育をいう。）に要する費用の一部の助成その他の必要な支援（以下「日常生活の支援」という。）を行うものとする。

- 2 第 1 0 条の規定は、日常生活の支援を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から 7 年」とあるのは、「が発生した日から 1 年」と読み替えるものとする。

(日常生活の支援の中止等)

第 1 4 条 市長は、偽りその他不正の手段により日常生活の支援を受けた者があるときは、当該者に係る日常生活の支援を中止し、又は当該者に対し、日常生活の支援に要した費用の全部又は一部を支払わせることができる。

（居住安定の支援）

第 15 条 市は、受給資格者で犯罪被害により当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難になったもの（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、規則で定めるところにより、当該犯罪被害が発生した日以後に転居した場合におけるその転居後の住居に係る家賃又はその転居に要した費用の一部の助成その他の必要な支援（以下「居住安定の支援」という。）を行うものとする。

2 第 10 条の規定は居住安定の支援を受けようとする者について、前条の規定は居住安定の支援について準用する。この場合において、第 10 条第 2 項中「の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から 7 年」とあるのは、「が発生した日から 1 年」と読み替えるものとする。

（市民等の理解の推進）

第 16 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他犯罪被害者に対する支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、講演会の開催等を通じた犯罪被害者等に対する支援に関する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

（人材の育成）

第 17 条 市は、犯罪被害者等に対する支援を適切に行うことができる人材の育成及びその資質の向上を図るため、その職員及び関係機関等の業務に従事する者に対する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(説 明)

尼崎市における犯罪被害者等に対する支援に関する施策を推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市危険空家等対策に関する条例について

尼崎市危険空家等対策に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市危険空家等対策に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等に係る対策について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護を図り、もって良好な生活環境の保全と安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現（以下「生活環境の保全等」という。）に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法定外空家等 建築物若しくはこれに類するもの又はこれらに付属する工作物（これらの従物である工作物を含み、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下「建築物等」という。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着するものを含む。）のうち法その他の法令の規定によって生活環境の保全等を図るために必要な措置を講ずべきことを命ずることができないものをいう。

(2) 危険空家等 法定外空家等で次のいずれかに掲げる状態にあるものをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊し、その他著しく保安上危険となるおそれがある状態

イ 著しく衛生上有害となるおそれがある状態

ウ 不特定の者が容易に内部に侵入し、又は使用することができることにより犯罪行為を誘発するおそれがある状態

エ その他生活環境の保全等を図るために放置することが不適当であると市長が認める状態

- (3) 市民等 本市内に居住し、若しくは滞在している者又は本市内に存する建築物等若しくは土地（これに定着するものを含む。）の所有者等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（法定外空家等の所有者等の責務）

第3条 法定外空家等の所有者等は、周辺の生活環境及び地域社会に悪影響を及ぼさないよう、当該法定外空家等を適正に管理しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、法定外空家等に係る対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、市が実施する空家等及び法定外空家等に係る対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、特定空家等又は危険空家等が周辺の生活環境又は地域社会に悪影響を及ぼしているために生じた紛争の当事者となった場合は、自ら当該紛争の解決を図るよう努めなければならない。

（実態調査等）

第6条 市長は、本市内に存する法定外空家等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 3 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報で氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものにつ

いては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（立入調査）

第7条 市長は、次条の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、法定外空家等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により職員等を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 職員等は、第1項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（危険空家等に対する助言又は指導等）

第8条 市長は、危険空家等の所有者等に対し、当該危険空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他生活環境の保全等を図るために必要な措置（第2条第1項第2号ア又はイに掲げる状態にない危険空家等にあつては、建築物等の除却を除く。）を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該危険空家等の状態が改善されていないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（措置命令に係る事前手続等）

第9条 市長は、前条第3項の規定による命令（以下「措置命令」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該措置命令を受けるべき者（以下「命令予定者」という。）に対し、その命じようとする措置の内容及びその理由並びに当該措置を講ずることに対する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限を記載した文書（以下「通知書」という。）を交付して、当該命令予定者又はその代理人（以下「命令予定者等」という。）に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があったときは、当該請求に係る命令予定者等の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により意見の聴取を行おうとするときは、前条第3項の規定により命じようとする措置の内容及び前項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、命令予定者等に通知するとともに、これを公告するものとする。

5 命令予定者等は、意見聴取に際して、自己に有利な証言をする証人を出席させ、及び自己に有利な証拠を提出することができる。

6 市長は、措置命令をしたときは、標識の設置その他市長が別に定める方法により、その旨を公示するものとする。

7 前項の標識は、措置命令に係る危険空家等に設置することができる。この場合においては、当該危険空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

8 措置命令については、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(空家等措置命令に係る手続等)

第 10 条 市長は、法第 14 条第 3 項の規定による命令又は措置命令（以下「空家等措置命令」という。）をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市危険空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、空家等措置命令を受けた者が正当な理由なく当該空家等措置命令に従わないときは、公告その他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該空家等措置命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 当該空家等措置命令に係る特定空家等又は危険空家等の所在地
- (3) 当該空家等措置命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(行政代執行)

第 11 条 市長は、措置命令を受けた者が当該措置命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、自ら当該措置命令に係る措置を講じ、又は第三者をして当該措置を講じさせることができる。

(応急措置)

第 12 条 市長は、特定空家等又は危険空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等又は危険空家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(説 明)

市民等の生命、身体及び財産の保護を図り、もって良好な生活環境の保全と安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市危険空家等対策審議会条例について

尼崎市危険空家等対策審議会条例を次のように制定する。

平成27年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市危険空家等対策審議会条例

(設置)

第1条 尼崎市危険空家等対策に関する条例（平成27年尼崎市条例第号）第10条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市危険空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の

ときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（招集の特例）

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

（説 明）

尼崎市危険空家等対策審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例について

尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が所有する土地又は建物（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条第 4 項に規定する普通財産であるものに限る。以下「市有地等」という。）の売払い又は貸付けに係る契約（随意契約の方法によるものに限る。）の相手方となるべき事業者（以下「市有地等活用事業者」という。）の選定（市有地等の活用方法等に係る提案を公募し、当該提案の内容及び当該提案をした者の能力、信用、実績等を総合的に評価して行うものに限る。以下同じ。）に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、市有地等活用事業者の選定ごとに尼崎市市有地等活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、本市関係職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、市有地等活用事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市市有地等活用事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 2 号中「障害者」の次に「（法第 2 9 2 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）」を加え、「又は寡夫」を「（同項第 1 1 号に規定する寡婦をいう。以下同じ。）又は寡夫（同項第 1 2 号に規定する寡夫をいう。以下同じ。）」に改め、「合計所得金額」の次に「（同項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）」を加える。

第 2 1 条中「基礎控除額」の次に「（同条第 7 項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 4 条を次のように改める。

（市民税の減免）

第 3 4 条 市長は、個人の市民税（分離課税に係る所得割を除く。以下この款において同じ。）の納税義務者が賦課期日現在において次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該賦課期日に係る個人の市民税を免除することができる。

- (1) 生活保護法の規定による扶助（生活扶助を除く。）又は貧困により生活のため公私の扶助を受けている者
- (2) 法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する勤労学生
- (3) 前年の合計所得金額が基礎控除額以下である者

2 市長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その個人の市民税について当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子

爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）のいずれかに該当する者で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する額に基礎控除額を加算した額以下であったもの（第18条第1項第2号又は前項第3号に該当する者を除く。） 当該賦課期日に係る個人の市民税の所得割額の10分の5に相当する額

(2) 生活保護法の規定による扶助又は貧困により生活のため公私の扶助を受けている者（賦課期日現在において第18条第1項第1号又は前項第1号に該当する者を除く。） これらの扶助を受け始めた日（以下この号において「扶助開始日」という。）以後に到来する各納期に係る個人の市民税の額（特別徴収に係るものにあつては、扶助開始日の属する月の翌々月以後に到来する各納期限に係る個人の市民税の額）の合計額

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条第1項に規定する基本手当（以下この号において「基本手当」という。）その他これに準ずるものとして規則で定める手当等（以下この号において「基本手当等」という。）を現に受給している者（同法第20条第1項の規定により基本手当の支給の期間が加算された者でその加算された期間内にあるものを除く。）、基本手当等を受給することが見込まれる者、廃業により失業している者その他規則で定める者（これらの者で前年の合計所得金額が3,500,000円以下であるものに限る。）で、生活が著しく困難になったもの 離職の日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度以後の各年度分の個人の市民税について、その所得割額に規則で定める割合及び前年の合計所得金額のうちに占める自己の勤労に基づいて得た給与所得、事業所得及び雑所得の合計金額の割合（以下この項において「勤労性所得の割合」という。）を乗じて得た額に、次に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が、当該所得割額のうちの次条第1項の規定による申請があつた日以後に到来する各納期に係る額（特別徴収に係るものに

あつては、当該日の属する月の翌々月以後に到来する各納期限に係る額）の合計額（以下この項において「納付予定額」という。）を超えるときは、当該納付予定額に相当する額）

ア 1, 500, 000円以下である場合 10分の5

イ 1, 500, 000円を超え2, 500, 000円以下である場合 10分の4

ウ 2, 500, 000円を超え3, 500, 000円以下である場合 10分の3

- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第1項に規定する傷病手当金その他これに類するものとして規則で定める手当等（以下この号において「傷病手当金等」という。）を現に受給し、又は受給することが見込まれる者（前年の合計所得金額が3, 500, 000円以下である者に限る。）で、生活が著しく困難になったもの 傷病手当金等を受け始めた日の属する年（当該日が1月1日から5月31日までの間にあるときは、当該年の前年）の1月1日を賦課期日とする年度以後の各年度分の個人の市民税について、その所得割額に規則で定める割合及び勤労性所得の割合を乗じて得た額に、前号アからウまでに掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が納付予定額を超えるときは、当該納付予定額に相当する額）

- (5) 総所得金額から譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額を控除して得た額（以下この号及び次条第4項第2号において「普通所得金額」という。）の見積額が前年の普通所得金額の10分の5以下に減少することが見込まれる者（離職により普通所得金額が減少することが見込まれる者にあつては、規則で定める者に限る。）

（前年の合計所得金額が3, 500, 000円以下である者に限る。）で、生活が著しく困難になったもの 個人の市民税の所得割額のうちの普通所得金額に対応する金額に減少率（1から前年の普通所得金額に対する普通所得金額の見積額の割合（同号において「見積割合」という。）を控除した割合をいう。）を乗じて得た額

に、第3号アからウまでに掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が納付予定額を超えるときは、当該納付予定額に相当する額）

(6) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者 当該被害を受けた時期及び状況並びに前年の合計所得金額に応じ、規則で定める額

3 市長は、法人の市民税の納税義務者（公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人をいう。）及び公益財団法人（同条第2号に規定する公益財団法人をいう。）（これらの法人で収益事業を行うものを除く。）に限る。）について、公益上必要があると認めるときは、その法人の市民税の均等割を免除することができる。

4 前各項に規定するもののほか、市長は、市民税の納税義務者について、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その市民税を減免することができる。

5 個人の市民税の納税義務者で、第2項各号（第2号及び第6号を除く。次項において同じ。）のうち2以上に該当するものについては、規則で定めるところにより、これらの規定のいずれかに該当するものとみなして第2項の規定を適用する。

6 個人の市民税の納税義務者のうち次のいずれかに該当するものに係る第2項の規定による個人の市民税の減免額は、規則で定める。

(1) 第2項第2号及び第6号に該当する者

(2) 第2項各号のいずれかに該当する者又は前項の規定により第2項各号のいずれかに該当するものとみなされる者で、同項第2号又は第6号に該当するもの

第34条の2の見出し中「減免に係る」を「減免の」に改め、同条第1項を次のように改める。

市民税の納税義務者は、前条第1項から第4項までの規定による市民税の減免を受けようとするときは、規則で定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証する書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 当該納税義務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名）
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第34条の2第2項中「の規定によって」を「に該当することを理由として」に、「者について」を「納税義務者について、」に改め、「同項の」の次に「規定による」を加え、「減免申請書の提出」を「減免の申請」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 市民税の納税義務者は、前条第2項から第4項まで（第2項第1号を除く。）の規定による市民税の減免を受けた場合において、当該減免の理由となった事実に変更があったときその他の規則で定める場合に該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。
第34条の2に次の1項を加える。

- 4 市長は、市民税の納税義務者が偽りその他不正の手段により市民税の減免を受けたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前条第1項から第4項までの規定による市民税の減免の額を変更し、又は当該減免を取り消すことができる。

- (1) 前項の市民税の納税義務者が正当な理由なく同項の規定による届出をしなかったとき。
- (2) 前条第2項第5号に該当することを理由として個人の市民税の減免を受けたその納税義務者にあっては、当該減免を行った後、前年の普通所得金額に対する普通所得金額の割合が見積割合を上回り、又は上回ることが見込まれるとき。
- (3) 減免の理由となった事実に変更があったと認めるとき。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市市税条例第34条及び第34条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の市民税について適用し、平成26年度分までの市民税については、なお従前の例による。

（説 明）

個人の市民税の減免を見直すことに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 3 号

尼崎市教育振興基金条例について

尼崎市教育振興基金条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育振興基金条例

(設置)

第 1 条 本市における教育の振興を図るため、尼崎市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市教育振興基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

尼崎市立学校授業料等徴収条例（昭和 5 1 年尼崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育料」の次に「及び第 2 条第 3 項に規定する一時預かり保育料」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 一時預かり保育料（一時預かり保育（1 日における市立幼稚園の教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）が終了した時以後の時間帯で尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものにおいて、園児に対して行われる保育をいう。以下同じ。）に係る費用をいう。以下同じ。）の額は、1 日につき 4 0 0 円（教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、2 0 0 円）とする。

第 4 条第 1 項中「尼崎市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第 5 条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 一時預かり保育料は、一時預かり保育を受けた日の属する月（以下「利用月」という。）の月分（当該利用月における一時預かり保育を受けた日数に応じて算定された一時預かり保育料をいう。以下この項において同じ。）を、当該利用月の翌月（教育委員会規則で定める月分にあつては、当該利用月）の末日までに、当該一時預かり保育を受

けた園児に係る在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収する。

付 則

この条例は、平成２７年６月１日から施行する。

（説 明）

尼崎市立幼稚園において一時預かり保育を実施するに当たり、利用者に対する一時預かり保育料の設定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正）

第 1 条 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（昭和 2 7 年尼崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例

第 1 条中「教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 1 6 条第 2 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 2 項及び第 3 項」に、「、教育長の給与、」を「尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び旅費について必要な事項を定めるほか、教育長の」に、「について」を「（給与を除く。以下同じ。）について必要な事項を」に改める。

第 4 条第 3 項中「4 8」を「3 6」に改める。

第 5 条の見出し中「及びその他」を「その他の」に改める。

（尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年尼崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

別表中

「

区 分	報酬の額
教育委員会委員長	月額 190,000 円
教育委員会委員	月額 161,000 円

を

」

「

区 分	報酬の額
教育委員会委員	月額 161,000 円

に

」

改める。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年尼崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長、」を削り、「及び」を「に規定する者及び同法」に、「関し」を「ついて」に改める。

第 7 条第 5 項中「教育長を除く。」を削る。

（尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第 4 条 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 47 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「用語の」を削り、同条中「及び第 2 条」を「に規定する者及び同法第 2 条」に改め、「並びに教育長」を削り、「常時勤務」の次に「に服すること」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がなお従前の例により在職するものとされる場合においては、第1条の規定による改正後の尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例第1条及び第4条第3項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第1条及び第4条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第1条中「条例は、」とあるのは「条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第8条の規定による改正前の」と、「教育長」とあるのは「改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」と、「定める」とあるのは「必要な事項を定めるほか、教育長の旅費について必要な事項を定める」とする。

（尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとされる場合においては、第2条の規定による改正後の尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「教育委員会教育長」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる尼崎市教育委員会教育長」とする。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとされる場合においては、第3条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条及び第7条第5項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条及び第7条第5項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第1条中「教育長」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」と、「及び」とあるのは「に規定する者及び同法」とする。

（尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとされる場合においては、第4条の規定による改正後の尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び第2条」とあるのは「に規定する者及び同法第2条」と、「教育長」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる尼崎市教育委員会教育長」とする。

（尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正）

6 尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条の8第1項中「尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例」を「尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例」に改める。

（説 明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 6 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年尼崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 ウ及びエを次のように改める。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1

26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4
45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13

54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	46	16	36	18
59	47	17	37	19
60	48	18	38	20
61	49	19	39	21
62	49	20	40	22
63	50	21	41	23
64	50	22	42	24
65	51	23	43	25
66	51	24	44	26
67	52	25	45	27
68	52	26	46	28
69	53	27	48	29
70	53	28	49	30
71	54	29	50	31
72	54	30	50	32
73	55	31	51	33
74	55	32	51	33
75	56	33	52	34
76	56	34	52	34
77	57	35	53	35
78	57	36	54	35
79	58	37	55	36
80	58	38	55	36
81	59	39	56	37

82	59	40	56	37
83	60	41	57	38
84	60	42	58	38
85	61	43	59	39
86	61	44	59	39
87	62	45	60	40
88	62	46	61	40
89	63	47	61	41
90	63	48	62	41
91	64	49	62	42
92	64	50	63	42
93	65	51	63	43
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	
100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	66	
103	69	61	66	
104	70	62	66	
105	70	63	67	
106	70	64	67	
107	71	65	68	
108	71	66	68	
109	71	67	69	

110	72	68	69	
111	72	69	69	
112	72	69	70	
113	73	70	70	
114	73	70	70	
115	73	71	70	
116	73	72	70	
117	74	73	70	
118	74	74	70	
119	74	75	70	
120	74	76	70	
121	75	77	70	
122	75	77		
123	75	78		
124	75	78		
125	76	79		
126	76	80		
127	76	81		
128	76	82		
129	77	83		
130	77	83		
131	77	84		
132	77	84		
133	77	85		
134	77	86		
135	77	87		
136	77	87		
137	78	88		

138	78	88		
139	78	89		
140	78	89		
141	78	90		
142	78	90		
143	78	91		
144	78	91		
145	79	92		
146	79	92		
147	79	93		
148	79	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	97		
153	80	98		
154	80	98		
155	80	99		
156	80	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	81	105		
162	81	105		
163	81	106		
164	81	107		
165	81	108		

166	81	109		
167	81	110		
168	81	111		
169	82	112		

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の職務の級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1

26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	38	1
47	39	1
48	40	1
49	41	1
50	41	2
51	42	3
52	42	4
53	43	5

54	43	6
55	44	7
56	44	8
57	45	9
58	46	10
59	47	11
60	48	12
61	49	13
62	49	14
63	50	15
64	50	16
65	51	17
66	51	18
67	52	19
68	52	20
69	53	21
70	53	22
71	54	23
72	54	24
73	55	25
74	55	26
75	56	27
76	56	28
77	57	29
78	57	30
79	58	31
80	58	32
81	59	33

82	59	34
83	60	36
84	60	37
85	61	38
86	61	39
87	61	40
88	62	41
89	62	42
90	62	43
91	63	44
92	63	45
93	63	46
94	64	47
95	64	48
96	64	49
97	65	49
98	65	50
99	65	51
100	65	52
101	65	53
102	66	54
103	66	55
104	66	56
105	66	57
106	66	58
107	67	59
108	67	60
109	67	61

110	67	61
111	67	62
112	68	62
113	68	63
114		63
115		64
116		64
117		65
118		66
119		67
120		68
121		69
122		69
123		70
124		70
125		71
126		71
127		72
128		72
129		73
130		73
131		74
132		75
133		76
134		76
135		77
136		77
137		78

138		79
139		79
140		80
141		80
142		80
143		81
144		81
145		81
146		82
147		82
148		83
149		84
150		84
151		85
152		85
153		86
154		87
155		88
156		88
157		89
158		90
159		91
160		91
161		91
162		92
163		93
164		94
165		95

166		96
167		97
168		97
169		98
170		99
171		100
172		101
173		101

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(説 明)

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 7 号

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る条例について

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る条例

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例
第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表特殊業務手当の項中「6, 4 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に、
「6, 0 0 0 円」を「7, 5 0 0 円」に、「3, 4 0 0 円」を「4, 2
5 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 2 7 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に従事した対象業務（尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例第 4 条に規定する対象業務をいう。以下同じ。）に係る特殊業務手当について適用し、適用日前に従事した対象業務に係る特殊業務手当については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において支給された特殊業務手当（適用日から施行日の前日までの間に従事した対象業務に係るものに限る。）は、改正後の条例の規定による特殊業務手当の内払とみなす。

(説 明)

教育職員の特殊勤務手当を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 48 号

尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例について

尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 研修を受けるとき。
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加するとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会規則で定める基準に従い教育委員会が別に定める場合

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長については、適用しない。

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)の制定に伴い、条例制定が必要であるこ
とから、本案を提出する。

議案第 49 号

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例について

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例（昭和 55 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条第 1 項中「使用する」を「使用される」に、「ついて必要な」を「関する」に、「調査審議する」を「調査審議させる」に、「教科用図書選定協議会」を「別表に掲げる学校ごとに尼崎市立学校教科用図書選定委員会」に、「協議会」を「委員会」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

委員会は、委員 10 人（別表第 2 項から第 7 項までに掲げる学校（以下「高等学校等」という。）に係る委員会にあっては、7 人）以内で組織する。

第 2 条第 2 項中「に掲げる者」を「の各号に掲げる者（高等学校等に係る委員会にあっては、第 5 号に掲げる者を除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 教員
- (5) 本市関係職員

第2条第3項中「当該諮問に係る」を「教科用図書の採択に関する事項の」に改め、同条に次の3項を加える。

4 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、第2項第4号に掲げる者のうちから教育委員会が委員長の意見を聴いて任命する。

6 第3項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同項中「教科用図書の採択に関する」とあるのは「次項の特別の」と、「解嘱され、又は解任される」とあるのは「解任される」と読み替えるものとする。

第3条の見出しを「（委員長）」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「会長は、協議会」を「委員長は、委員会」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「会長」を「委員長」に、「、又は」を「又は」に、「の指名する」を「が指名する」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条中「協議会は、会長」を「委員会は、委員長」に改める。

第5条第1項中「協議会」を「委員会」に、「過半数」を「半数以上」に改め、同条第2項中「協議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に改める。

第6条中「協議会」を「委員会」に、「専門的事項を調査審議させるため、教科又は種目の種類ごとに」を「その所掌事項を分掌させるため、」に改め、同条に次の5項を加える。

2 部会は、委員長が指名する委員（専門委員を含む。以下同じ。）で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第3条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員（専門委員を含む。次項において同じ。）」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。第7条を次のように改める。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

第8条中「協議会の運営並びに部会の組織及び」を「委員会の」に、「教育委員会が」を「委員長が委員会に諮って」に改める。

付則第2項中「協議会」を「委員会」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校（高等部を除く。） |
| 2 | 尼崎市立尼崎高等学校 |
| 3 | 尼崎市立尼崎双星高等学校 |
| 4 | 尼崎市立尼崎工業高等学校 |
| 5 | 尼崎市立城内高等学校 |
| 6 | 尼崎市立琴ノ浦高等学校 |
| 7 | 尼崎市立尼崎養護学校（高等部に限る。） |

備考 第1項に掲げる学校は、一の学校とみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正

する法律（平成２６年法律第２０号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 50 号

尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例について

尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例

尼崎市更生援護資金貸付条例（昭和 35 年尼崎市条例第 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の尼崎市更生援護資金貸付条例第 8 条第 2 項の規定により貸付けの決定がされた更生援護資金については、なお従前の例による。

（説 明）

尼崎市更生援護資金貸付制度を廃止するため、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。

議案第 5 1 号

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部
を改正する条例について

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部
を改正する条例

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例（平成 2 5 年尼
崎市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「第 8 条の 2 第 1 1 項」を「第 8 条の 2 第 9 項」に改
める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法
律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）の制定に伴い、
条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 52 号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成 12 年尼崎市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法第 115 条の 45 第 1 項各号」を「介護予防・日常生活支援総合事業（法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第 2 項各号」に改める。

第 4 条中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改め、「それぞれ」を削り、同条第 1 号中「32,048 円」を「35,532 円」に改め、同条第 2 号中「40,060 円」を「48,679 円」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「者（前号に該当する者を除く。） 48,072 円」を「者 53,298 円」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を削り、同条第 6 号中「者（前号に該当する者を除く。） 64,095 円」を「者 63,958 円」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 71,064 円

第 4 条第 7 号中「73,710 円」を「85,277 円」に改め、同号ア中「地方税法」の前に「合計所得金額（」を加え、「（以下「合計所得金額」という）」を「をいう。以下同じ」に、「125 万円以下」を「120 万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 8 号イ」を加え、「及び第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ及び第 13 号イ」に、「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 88,830 円

ア 合計所得金額が 120 万円以上 125 万円以下であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第4条第8号中「80, 119円」を「92, 383円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第9号中「96, 143円」を「106, 596円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第10号中「104, 155円」を「120, 809円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「290万円以上400万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」の次に「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」を加え、同条第11号中「112, 167円」を「156, 341円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第10号の次に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 129, 692円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 138, 575円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 147, 458円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、か

つ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第6条第4項中「、同号ロ若しくはハ若しくは同項第2号ロに掲げる者、同項第3号ロに掲げる者（令附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令第39条第1項第4号ロに掲げる者（令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令附則第16条第2項若しくは第17条第2項に規定する者又は第4条第7号イ」を「又は同号ロ若しくは二、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第4条第6号イ、第7号イ」に、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同条第5項中「、第3項及び前項」を「及び前2項」に改める。

付則第14項を付則第15項とし、付則第3項から付則第13項までを1項ずつ繰り下げ、付則第2項の次に次の1項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期）

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため法第8条の2第2項に規定する介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第3条中「介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第115条の45第1項第1号及び

第 2 号並びに法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項各号」と読み替えるものとする。

別表第 2 備考中「第 2 1 項」を「第 2 2 項」に、「第 8 条の 2 第 1 4 項」を「第 8 条の 2 第 1 2 項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 備考の改正規定（「第 2 1 項」を「第 2 2 項」に改める部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの介護保険料率等を改定すること及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）の制定により、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 3 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号にテからニまでとして次のように加える。

テ 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する
審査 1 件 2 9 , 0 0 0 円

ト 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に
対する審査 1 件 1 1 , 0 0 0 円

ナ 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付
1 件 2 , 0 0 0 円

ニ 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付 1
件 2 , 9 0 0 円

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 4 号

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正
する条例について

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正
する条例

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 6 0 年尼崎市条
例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「更新」の前に「前項の」を加え、「その申請」を
「当該申請」に、「同項の」を「当該」に、「その処分」を「これらの
処分」に改め、同条第 5 項中「更新」の前に「前項の場合において、」
を加える。

第 4 条中「（以下「申請者」という。）」を削り、同条第 3 号中「業
務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。」を
「法第 2 2 条第 1 項第 3 号に規定する役員をいう。第 8 条第 2 号及び第
5 号を除き、」に改める。

第 5 条第 1 項中「申請書の提出」を「申請」に、「登録しなければな
らない」を「記載するものとする」に改め、同条第 2 項中「その旨を当
該申請者に通知しなければならない」を「、その旨を、当該登録を受け
るために前条の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）
に通知するものとする」に改め、同条第 3 項中「供しなければならない」
を「供するものとする」に改める。

第 6 条第 1 項中「申請書若しくは」を「第 4 条の申請書若しくはそ
の」に、「拒否しなければならない」を「拒否するものとする」に改め、
同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、
第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(9) 尼崎市暴力団排除条例(平成 2 5 年尼崎市条例第 1 3 号) 第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者(同号アに該当する者を除く。)

第 6 条第 2 項中「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 4 条各号」の次に「のいずれか」を、「より、」の次に「当該」を加える。

第 8 条中「、次」を「次」に、「場合において」を「とき」に、「掲げる者は、」を「定める者は、その事実が発生した日から」に改め、同条第 2 号中「役員」の次に「(法第 2 6 条第 2 号に規定する役員をいう。第 5 号において同じ。)」を加える。

第 1 4 条第 1 項中「当該」の次に「浄化槽の保守点検を行う」を加え、同条第 2 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第 2 号中「又は第 6 号の一」を「から第 7 号まで又は第 9 号のいずれか」に、「となった」を「が判明した」に改め、同項第 4 号中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 第 6 条第 2 項の規定は、第 2 項の規定による処分をした場合について準用する。

第 1 6 条第 1 項中「申請書の提出」を「申請」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 第 7 条第 1 項の規定は、改正後の条例第 4 条各号のいずれかに掲げる事項の変更であってこの条例の施行の日以後に行われるものについて適用し、同日前に行われた当

該事項の変更については、なお従前の例による。

（説 明）

建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 55 号

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 26 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「者は、」の次に「児童（」を加え、「児童（」を「者で」に改め、「就学している」の次に「ものその他規則で定める」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

利用の資格について規定の整備を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 56 号

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例について

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 4 第 12 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用の目的を定めるほか、次条に規定する証明書自動交付サービスの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第 2 条 法第 30 条の 4 第 12 項の条例に規定する目的は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を介して接続された電子計算機（入出力装置を含む。）で本市以外の者の使用に係るもののうち、これを使用する者が自ら所定の操作を行うことにより次の各号に掲げる書類の作成を行う機能を有するものをいう。）を使用して当該書類の交付を請求する者に対してその交付を行う事業（以下「証明書自動交付サービス」という。）を実施することとする。

- (1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）又は法第 12 条第 1 項に規定する住民票記載事項証明書で、同項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (2) 戸籍の附票（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類をいう。）の写しで、法第 20 条第 1 項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (3) 磁気ディスクをもって調製された戸籍（除かれた戸籍を除く。）に記録されている事項の全部又は一部を証明する書面で、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条第 1 項の規定によりその

交付を請求することができるもの（同法第10条第1項の規定による請求に係るものに限る。）

(4) 尼崎市印鑑条例（昭和50年尼崎市条例第15号）第14条第1項に規定する印鑑登録証明書

(5) 本市の地方税に関する証明書で規則で定めるもの
（利用の申請）

第3条 本市の住民基本台帳に記録されている者で、法第30条の44第3項の規定による住基カードの交付を受けているもの（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）は、証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用しようとするときは、市長に申請しなければならない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(3) 自己に係る住基カードが法第30条の44第9項の規定により失効している者

(4) 前各号に掲げる者のほか、証明書自動交付サービスを利用することが不適當であると市長が認める者

2 前項の規定による申請（以下「利用申請」という。）は、証明書自動交付サービス利用申請書に当該利用申請に係る住基カード（以下「申請対象住基カード」という。）を添えて行わなければならない。

（利用申請の意思の確認）

第4条 市長は、利用申請があったときは、申請対象住基カードに係る本人（以下「本人」という。）に対し、書面により照会し、期限を付してその回答を求めることにより、当該利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、規則で定める方法により当該利用申請が本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る利用申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）までに、当該本人確認照会に対する回答として必要な事項が記載され、

かつ、自己の印鑑が押印された文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び申請対象住基カードを市長に提示しなければならない。

- 3 利用申請は、当該利用申請に係る本人確認照会に対してその回答期限までに前項の規定による提出又は提示がないときその他市長が当該利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認することができないときは、取り下げられたものとみなす。

（利用情報の記録等）

第5条 市長は、利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、その申請対象住基カードに証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用するために必要な情報（以下「利用情報」という。）を記録することその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に係る利用申請を行った者に対し、当該措置が講じられた申請対象住基カード（以下「登録住基カード」という。）を返還するものとする。

（利用の中止の要求）

第6条 前条第2項の規定による登録住基カードの返還を受けた者（以下「サービス利用者」という。）は、証明書自動交付サービスの利用の全部又は一部の中止を求めようとするときは、証明書自動交付サービス利用中止要求書に当該登録住基カードを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による中止の求め（以下「利用中止要求」という。）があったときは、当該利用中止要求に係る登録住基カードに記録されている利用情報で当該利用中止要求に係るものの消除その他の当該利用中止要求に係る証明書自動交付サービスの利用の中止に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に係る利用中止要求を行った者に対し、当該措置が講じられた住基カードを返還するものとする。

(利用の停止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス利用者による証明書自動交付サービスの利用を停止させるものとする。

- (1) 当該サービス利用者が第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (2) 当該サービス利用者が法第30条の4第8項の規定により登録住基カードの紛失を届け出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該サービス利用者に証明書自動交付サービスを利用させることが不適当であると市長が認めるとき。

(利用申請の代理等)

第8条 利用申請、第4条第2項の規定による提出及び提示、第5条第2項の規定により返還される登録住基カード若しくは第6条第3項の規定により返還される住基カードの受領又は利用中止要求を行おうとする者は、やむを得ない理由により自らこれらの行為を行うことができないときは、その代理人にこれらの行為を行わせることができる。この場合において、当該代理人は、これらの行為を行うに当たり、本人によりこれらの行為が当該代理人に委任されていることを証する書類その他規則で定める書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

- 2 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者は、前項の代理人になることができない。

(個人情報の保護)

第9条 市長は、証明書自動交付サービスを行うに当たり、住基カード又は第2条各号に掲げる書類に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２８年１月２０日から施行する。

（説 明）

住民基本台帳カードを用いて、多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施することに伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 57 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「住民票の写し」の次に「（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）」を加える。

付則に次の 1 項を加える。

（手数料の額の特例）

- 3 平成 28 年 1 月 20 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り、住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 27 年尼崎市条例第 号）第 5 条第 1 項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）その他規則で定める物件及び同条例第 2 条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第 2 条第 1 号の 2、第 2 号、第 10 号、第 16 号、第 17 号及び第 19 号の規定の適用については、同条第 1 号の 2、第 2 号、第 16 号、第 17 号及び第 19 号中「300 円」とあるのは「200 円」と、同条第 10 号中「450 円」とあるのは「350 円」とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。ただし、第 2 条第 16 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施すること等に
に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例

尼崎市印鑑条例（昭和 50 年尼崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第 3 条中「出頭し、」の次に「印鑑登録申請書に」を加え、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 次のいずれにも該当しない印鑑

ア 住民票（備考欄を除く。）に記録されている氏名（イ及びウにおいて「氏名」という。）で表されている印鑑（漢字の名にあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又は片仮名の名にあっては漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。）

イ 氏名の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの

ウ 氏名の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの

エ 住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている者が、当該通称の全部又は一部で表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに該当する印鑑

(7) 当該通称で表されている印鑑（当該通称を構成する文字のうち、漢字のものにあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又は片仮名のものにあっては漢字、平仮名又は片

仮名に替えられているものを含む。)

(イ) 当該通称の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの

(ウ) 当該通称の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの

オ 住民票の備考欄に併記名（氏名の呼称であって、片仮名で表記されているものをいう。以下同じ。）が記録されている者が、当該併記名の全部又は一部で表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに該当する印鑑

(ア) 当該併記名で表されている印鑑

(イ) 当該併記名の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの

第4条第2号中「氏名以外の事項を」を「を前号アからオまでに掲げるものに」に改める。

第5条を次のように改める。

（登録申請の意思の確認）

第5条 市長は、第3条の規定による印鑑の登録の申請（以下「登録申請」という。）があったときは、当該登録申請に係る印鑑（以下「申請対象印鑑」という。）に係る本人（以下「本人」という。）に対し、書面により照会し、期限を付してその回答を求めることにより、当該登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、規則で定める方法により当該登録申請が本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る登録申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）までに、当該本人確認照会に対する回答として必要な事項が記載され、かつ、申請対象印鑑が押印された文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び当該申請対象印鑑を市長に提示しなければならない。

3 登録申請は、当該登録申請に係る本人確認照会に対してその回答期

限までに前項の規定による提出又は提示がないときその他市長が当該登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認することができないときは、取り下げられたものとみなす。

第6条第1項中「前条第1項の規定により」を「登録申請が」に、「申請である」を「ものである」に、「当該申請」を「より当該登録申請」に改める。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条の見出し中「再交付」の次に「の申請」を加え、同条中「き損したときは、」を「毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に」に改め、「市長に」の次に「提出して」を加え、「の申請をする」を「を申請する」に改め、同条ただし書中「が判読できない」を「を判読することができない」に改める。

第9条中「印鑑票に登録された印鑑」を「第6条第1項の規定により印鑑票に登録されている印鑑（以下「登録印鑑」という。）」に、「その」を「、その」に改める。

第10条の見出し中「記載内容」を「記載等の内容」に改め、同条中「記載された」を「記載し、又は記録された」に、「記載内容」を「記載又は記録の内容」に改める。

第11条中「が印鑑」を「は、登録印鑑」に改め、「ときは、」の次に「印鑑登録廃止申請書に」を加え、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第12条第2号中「印鑑又は印鑑登録証の亡失の」を削り、同条第3号中「により」の次に「登録印鑑が」を加え、同条第4号中「死亡し、又は」及び「若しくは失踪の宣告」を削り、同条第5号中「住民基本台帳を消除した」を「住民票が消除された」に改める。

第13条中「次の各号の一」を「登録者は、次の各号のいずれか」に、「場合は、登録者は」を「ときは」に改め、同条第1号中「印鑑票に登録されている印鑑」を「登録印鑑」に改め、同条第2号中「亡失した」を「当該届出に係る」に改め、同条第3号中「返還する」を「返還させる」に改める。

第 14 条第 1 項中「印鑑票に登録されている印鑑の印影を複写機により複写し、又は」を削り、「行う。」を「行うものとする。」に改め、同項ただし書中「これ」を「、これ」に、「市長が別に」を「別に」に改め、「証明を」を削り、同条第 2 項中「印鑑票に登録されている印鑑」を「登録印鑑」に、「提出」を「提示」に改める。

第 15 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「が判読できない」を「を判読することができない」に改め、同条第 2 号中「印鑑票に登録されている印鑑の提出を求めた場合に、これ」を「登録者が前条第 2 項の規定による登録印鑑の提示の求め」に改める。

第 16 条中「ときは、」の次に「印鑑登録証明書交付申請書に」を加え、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 住民基本台帳法第 30 条の 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 27 年尼崎市条例第 号）第 5 条第 1 項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）その他規則で定める物件及び同条例第 2 条に規定する多機能端末機を使用して第 14 条第 1 項の印鑑登録証明書の交付の請求があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす。

第 17 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「回答書の持参」を「規定による提出及び提示（以下「提出等」という。）」に、「当該持参」を「当該提出等」に改める。

第 19 条中「質問をする」を「質問する」に改める。

第 20 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条に 1 項を加える改正規定及び第 17 条第 1 項の改正規定（「前条」を「前条第 1 項」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

(説 明)

多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施すること等に
に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 59 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条及び第 15 条の 3 の 7 中「係る」の次に「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を加える。

第 15 条の 3 の 10 中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

第 15 条の 8 中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

第 19 条の 2 第 3 項中「140,000 円」を「160,000 円」に改め、同条第 4 項中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

第 19 条の 4 ただし書中「すべて」を「全て」に、「又は第 3 項の給与支払報告書又は」を「の給与支払報告書又は同条第 4 項の」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第 15 条の 3 の 10、第 15 条の 8、第 19 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び同条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令第４０号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 60 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「（次号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、「通知に対する審査」を「通知に対する審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額」に改め、同号アからケまで中「床面積の合計が」を削り、同項第 1 号の 2 を削り、同項第 4 号中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に、「除く。）」を「除く。） 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額」に改め、同号アからケまで中「床面積の合計が」を削り、同項第 5 号及び第 6 号中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、同項第 7 号中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に、「検査」を「検査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額」に改め、同号アからケまで中「床面積の合計が」を削り、同項第 8 号中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 20 項」に、「関する中間検査」を「関する中間検査 次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額」に改め、同号アからケまで中「中間検査を行う部分の床面積の合計が」を削り、同項第 9 号中「承認」を「認定」に改め、同項第 39 号の 3 中「、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第 1 号の 2 に定める額に相当する額に 100 分の 108 を乗じて得た額を」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(39)の4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円

第2条第1項第59号中「計画」を「この号から第60号まで、第62号及び第63号において「計画」に、「審査」を「審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同条第2号に規定する共同住宅等をいう。）でその住宅の戸数が1であるもの（第61号及び第61号の2において「一戸建ての住宅等」という。）に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額」に改め、同号ア中「平成11年法律第81号」の次に「。以下「住宅品質確保法」という。」を加え、「及び第61号」を「、次号、第61号及び第61号の2」に、「次」を「、次」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、「を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。）で除して得た額（その額が、10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号から第63号までにおいて同じ。）」を削り、同号イ中「適合証」の次に「及び設計住宅性能評価書」を加え、「次」を「、次」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、「を、認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に同号イとして次のように加える。

イ 申請書に設計住宅性能評価書（住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。）が添付されている場合（アに該当する場合を除く。） 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応

じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 20,000円

(イ) 200平方メートルを超えるもの 1件 35,000円

第2条第1項第59号の次に次の1号を加える。

(59)の2 計画の認定の申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について前号ア(ア)から(ウ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ア(ア)から(ウ)までに定める額を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。）で除して得た額（その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号、次号及び第61号の2から第63号までにおいて同じ。）

イ 申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合（アに該当する場合を除く。） 当該申請のあった住宅の存する建築物について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額を認定申請戸数で除して得た額

(ア) 500平方メートル以内のもの 1件 63,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 102,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 201,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 331,000円

(オ) 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの 1件 498, 000円

(カ) 10, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内のもの 1件 900, 000円

(キ) 20, 000平方メートルを超え30, 000平方メートル以内のもの 1件 1, 212, 000円

(ク) 30, 000平方メートルを超えるもの 1件 1, 485, 000円

ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について前号ウ(7)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ウ(7)から(ク)までに定める額を認定申請戸数で除して得た額

第2条第1項第60号中「及び次号」を「から第61号の3まで」に、「この号に」を「この号から第61号の3までに」に、「に掲げる」を「から第61号の3までのいずれかに該当する」に改め、同項第61号中「前号に掲げる」を「計画変更の認定の申請に対する」に、「当該」を「その」に、「が次」を「が長期優良住宅法第6条第1項第1号」に、「アに掲げる基準に適合することの認定を要するものにあつては、」を「一戸建ての住宅等に係るものに限り、申請書に当該」に、「前号に定める」を「対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める」に改め、「基準の」を削り、同号イを削り、同号ア中「長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準 対象建築物」を「申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物」に、「次」を「、次」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、「を、変更認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定め

る額

(7) 200平方メートル以内のもの 1件 3,400円

(イ) 200平方メートルを超えるもの 1件 6,700円

第2条第1項第61号の次に次の2号を加える。

(61)の2 計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの（一戸建ての住宅等に係るもの及び申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。） 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額

ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ(7)から(ク)までに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額

(7) 500平方メートル以内のもの 1件 35,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 55,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 111,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 198,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 305,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 574,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 807,000円

(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 1,000,000円

イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額

(61)の3 計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額を加算して得た額

ア 200平方メートル以内のもの 1件 7,000円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 12,000円

ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 17,000円

エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 35,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 58,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 105,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 140,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 175,000円

第2条第1項第62号中「、構造計算適合性判定を要する部分が含ま

れる場合にあっては第 1 号の 2 に定める額に相当する額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額」を削り、同項第 7 1 号中「、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第 1 号の 2 に定める額に相当する額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額を」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、同項第 1 号の 2 を削る改正規定、同項第 4 号から第 9 号まで、第 3 9 号の 3、第 6 2 号及び第 7 1 号の改正規定並びに同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする改正規定並びに付則第 3 項及び第 4 項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項第 5 9 号、第 5 9 号の 2、第 6 1 号及び第 6 1 号の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 9 号の 3、第 6 2 号及び第 7 1 号の規定は、付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後の請求又は通知に係る手数料について適用し、一部施行日前の請求又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前の請求又は通知に係るこの条例による改正前の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

建築基準法の一部を改正する法律（平成２６年法律第５４号）の制定及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第８０号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 1 号

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例について

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が設置する下水道施設の維持管理業務の委託契約で市長が別に定めるものの相手方となるべき事業者（以下「委託事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、委託事業者の選定ごとに尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、下水道事業について専門的な知識経験を有する者その他の学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、委託事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと

ができない。

（意見の聴取等）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

（説 明）

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 6 2 号

丹波少年自然の家事務組合理約の一部変更に関する協議について

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を次のとおり変更することについて、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市及び篠山市と協議するため、議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日

尼崎市長 稲 村 和 美

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を改正する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 5 4 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「イゲ 3 2 番の 2」を「イケ 2 0 3 2 番 2」に改める。

第 1 2 条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。

第 1 3 条の見出し中「委員の解職請求に関する事務等」を「教育長及び委員の資格決定に関する事務」に改め、同条中「第 1 6 条」を「第 1 4 条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規約（以下「新規約」という。）第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)の制定等に伴い、丹波少年自然の家事務
組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290
条の規定により、本案を提出する。

議案第 6 3 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 1 4 , 4 2 8 , 8 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 神戸市東灘区御影 1 丁目 4 番 2 0 号
公認会計士 森 村 圭 志 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。

議案第 6 4 号

工事請負契約について

旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 5 丁目 2 2 番 1 号
工事概要 校舎等解体撤去工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 7 6 , 0 4 8 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市大庄西町 1 丁目 6 番 2 3 号
大松建設株式会社
代表取締役 松 本 康 利 |

(説 明)

旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
と び 土 工	校舎解体工事 管理・特別教室棟 鉄筋コンクリート造り 4階建て 2棟 普通教室棟 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延床面積 約11,338平方メートル 屋内運動場・柔剣道場・食堂棟解体工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延床面積 約2,719平方メートル 付帯建築物解体工事 昇降機、渡り廊下、階段、守衛室、ポンプ室、体育倉庫、自転車置場及び倉庫等 付帯構造物解体工事 プール、テニスコート、バレーコート、野球及びラグビー施設等 その他解体付帯工事 外構解体、電気・機械設備解体及び敷地整地等

議案第 65 号

工事請負契約の変更について

難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西難波町 6 丁目 14 番 57 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 301,789,800 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 10 番地の 149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

平成 26 年 7 月 30 日に議決された難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	今回変更内容
	普通教室等への空調機器の設置

II 変更前契約

- 1 契約の目的 難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市西難波町6丁目14番57号
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 269,136,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地の149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

議案第 66 号

工事請負契約の変更について

立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 26 番 1 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 302,495,640 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号
三協設備株式会社
代表取締役 永 井 俊 彦 |

(説 明)

平成 25 年 10 月 4 日に議決された立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	今回変更内容
	普通教室等への空調機器の設置

II 変更前契約

- 1 契約の目的 立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事
請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市栗山町2丁目26番1号
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 260,610,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市椎堂1丁目2番6号
三協設備株式会社
代表取締役 永 井 俊 彦

議案第 67 号

工事請負契約の変更について

水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 南棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1, 3 2 3, 9 8 5, 6 8 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者 東洋建設株式会社神戸営業所
所長 浅 野 恒 平 |

(説 明)

当初契約を平成 24 年 10 月 4 日に、変更契約を平成 26 年 6 月 25 日に議決された水堂小学校南棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	南棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟
	敷地面積 15,244.30平方メートル
	建築面積 3,612.74平方メートル
	延べ面積 5,645.44平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別支援学級教室、保健室、図書室、視 聴覚教室、コンピュータ室、音楽教室、給食室、職員 室、校長室、多目的スペース
	東棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 1,224平方メートル
	主な工法 パラレル工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 891平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎等解体工事(南棟、西棟、給食室棟等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)
	今回変更内容
	工期延長に伴う増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 水堂小学校南棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市水堂町1丁目32番8号
工事概要 南棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 1, 3 1 6, 9 6 5, 6 8 0 円

5 契約の相手方 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号

東洋・光邦特定建設工事共同企業体

代表者 東洋建設株式会社神戸営業所

所長 浅 野 恒 平

議案第 68 号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事
請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 329,826,600 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 10 番地の 149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

当初契約を平成 26 年 6 月 25 日に、変更契約を平成 26 年 10 月 3 日に議決された園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	今回変更内容
	普通教室等への空調機器の設置

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 293,151,960円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地の149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

議案第 69 号

工事請負契約の変更について

園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備
工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 194,850,360 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地
株式会社竹内工業所
代表取締役 竹 内 寿 |

(説 明)

平成 26 年 10 月 3 日に議決された園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	今回変更内容
	普通教室等への空調機器の設置

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町8丁目7番地
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 192,240,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市西本町2丁目5番地
株式会社竹内工業所
代表取締役 竹 内 寿

議案第 70 号

訴えの提起について

災害援護資金貸付金返還請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 災害援護資金貸付金返還請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要 原告本市は、平成 7 年 4 月、被告 [REDACTED] に対して災害援護資金 150 万円の貸付けを行ったが、同被告は 5 年間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても元利償還金の一部を償還しないので、同被告を相手取り、当該元利償還金及び違約金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第 7 1 号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成 2 7 年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事務費賦課総額 1 1 2 , 0 0 0 円

2 事務費賦課単価

水稻共済割 1 キログラム当たり 0 . 7 7 円

(説 明)

尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 72 号

指定管理者の指定について

尼崎市立魚つり公園の一部の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 魚釣施設及び駐車場 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市平左衛門町 |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-1200 号
ハウスビルシステム・尼漁開発グループ
代表者 株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立魚つり公園の一部の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

